

ひき縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、ひき縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

許可等すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
2 隻	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。）が小笠原支庁管内の区域にある者であること。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 5 年 11 月 1 日から同月 15 日までとする。